

文化財の「価値」の再整理

DEFINING THE VALUE OF CULTURAL PROPERTIES

伊藤 文彦（鈴鹿大学 / 三重県）

ITO FUMIHIKO (SUZUKA UNIVERSITY / MIE PREFECTURE)

文化財の価値 / VALUE OF CULTURAL PROPERTIES

文化財保護法 / THE LAW FOR THE PROTECTION OF CULTURAL PROPERTIES

本質的価値 / INTRINSIC VALUE 機能上の価値 / ORIGINAL FUNCTIONAL VALUE

意味上の価値 / SEMANTIC VALUE 道徳上の価値 / MORAL VALUE

社会経済上の価値 / SOCIO-ECONOMIC VALUE

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

近年、文化庁において文化財の観光利用などの諸施策が推進されていることを背景に¹⁾、「文化財の価値」に関する議論が盛んに行われている。

従来から文化財の価値として言及されてきた「本質的価値」については、『史跡等整備のてびき』²⁾において一定整理されていることが良く知られているが、平成30年の文化財保護法改正に伴い法定計画に位置付けられた「保存活用計画」にかかる議論の際に、山下信一郎は本質的価値について言及している³⁾。

一方で、文化財には本質的価値以外にも多様な価値があるとする論考もみられる。たとえば、海外、とりわけ世界遺産における価値の議論を国内に紹介したのが西村幸夫である。西村は、ユッカ・ヨキレットらの論考を引用しつつ、文化財の価値について文化価値と社会経済価値に分類して紹介している⁴⁾。また、文化財を利用した際に得られる経済的価値については、それらを貨幣価値で計測できるとの前提に立って論じた青山ら⁵⁾や、澤村⁶⁾、小川⁷⁾等の論考があり、それらについて包括的に議論しているものが、垣内恵美子の『文化財の価値を評価する』⁸⁾であろう。さらに、社会的価値については、社会的価値と言明しないものが多いように見受けられるが、近代建築は地域住民にとって記憶を呼び起こす装置として機能し、市民活動が発生し、社会的価値を醸成しているとする研究⁹⁾がある。加えて、これら社会的価値、経済的価値やそ

の他の価値を本質的価値と並置して、「文化財の価値」の総体を捉えようとした論考に松田陽の「保存と活用の二元論を超えて—文化財の価値の体系を考える」がある¹⁰⁾。このほか、文化財の本来の意味や役割を意味的価値、機能的価値として文化財の価値として捉えようとする論考がある¹¹⁾。その上で、文化財の活用概念形成史において、意味的価値、機能的価値の存在を指摘しているものに、伊藤らの「日本における文化財「活用」概念の成立」がある¹²⁾。

このように文化財の価値を巡っては様々な「価値」が存在し、その相互関係についても指摘する論考が見られる一方で、それら多様な価値認識の「齟齬」がもたらす課題についても指摘する研究がみられる。

たとえば、宗教的遺産は観光商品化されることによって宗教的な価値から変容することを指摘する論考¹³⁾や、無形民俗文化財の価値について地域住民と観光客との間での認識の乖離を明らかにした研究¹⁴⁾がある。また、社会的経済的価値と本質的価値の関係について、文化遺産を活用することで遺産の保全にも社会経済発展にも効果的とはしつつも、遺産の中心的価値が損なわれず、持続的活用が保証される場合に限られるとする論考¹⁵⁾や、イギリス等の文化政策の道具主義化に関する議論をひきつつ、日本における文化財の経済的活用について検討を加え、日本では文化財の経済的活用に対する文化政策への批判的な論考がほとんど見られず、日本の政治家や官僚の多くはある程度数値化して示すことが可能である経済的価値に傾倒しがちである一方で、国民の間では文化の本質的価値のほうこそ支

持を得やすいと思われるなどを指摘する論考¹⁶⁾なども見られる。

そもそも日本の文化財保護行政においては、「文化財」とは法的な保護を与える対象として選別された事物であり、文化財の価値とは保護すべき価値のこととする認識がひろく受け入れられているともみられ、それを「本質的価値」と呼称することも広く行われていると思われる。また、文化財保護の現場においては、保護すべき価値に基づき、厳密な文化財保存の取組を進めてきた経緯があるなかで、文化財をめぐって行われている多様な価値をめぐる言説と「本質的価値」との間にある齟齬をいかに克服すべきか、苦悩も多いものと思われる。

そこで本稿においては、文化財をめぐって今日行われている文化財の「価値」をめぐる議論を概観し、それらの位置づけと関係性を明確化することで、文化財をめぐる保護の対象とするべき価値を整理し、そのうえで文化財の「多様な価値」をめぐる議論といかに向き合うべきかを文化財保護の立場から考察することを目的とする。

(2) 研究方法

研究の方法は、管見の及ぶ概ね2000年以降に公刊された文化財もしくはそれに関連する対象（文化遺産や歴史遺産、歴史的建造物等を含む）の価値について言及のある、前節において取り上げた論考の中から、特に文化財に関する多様な価値を取り上げている論考を取り上げ、それら論考中で示される文化財の価値について、その価値が指し示す具体的な内容を整理する。さらに、以上の整理から示唆されながらも言及の無い価値については、文化財保護法成立期にさかのぼり、国会会議録の史料の読み取りから価値の内容について把握する。最後に、以上の手順で把握された価値について、相互にどのような関係性を持つのか整理して、多様な価値論といかに向き合うべきか考察する。

なお、本稿において検討の対象とする文化財は、特定の類型の文化財に限定せず、広く文化財全般を対象とするが、先行研究の検討対象の影響などから、不動産文化財等によりよく適合する議論となる可能性もあるので、あらかじめ了承されたい。

2. 本質的価値

(1) 論考等に見る本質的価値

文化財保護の現場において、必ず議論されるのは、本質的価値である。一方で、本質的価値とは何を示すのかについては、文化財保護の現場においてそれほど意識されていないようにも思われる。そこでまず、本質的価値について整理を試みる。

まず、ひろく知られている文化庁文化財部記念物課の監修により整備に係る専門的な情報を整理した『史跡等整備のてびき』¹⁷⁾における「本質的価値」の記述内容を改めて確認する。

史跡等の「保存」とは、文化財保護法第2条に定める史跡等の個別の本質的価値を次世代へと確実に伝達していくことである。史跡等の「保存」の基礎には、史跡等の本質的価値を明らかにするために行われる学術的な調査研究がある。（下線筆者追加、以下同様）

このように、本質的価値とは次世代へ受け継ぐべきもの、学術的な調査研究によって明らかにされるものという認識が表明されている。そのうえで、

史跡の本質的価値とは、史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一体となって有する我が国の歴史上又は学術上の価値……名勝の本質的価値とは、名勝に指定された土地が有する芸術上又は鑑賞上の価値……天然記念物の本質的価値とは、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）が有する学術上の価値と示されており、ここで、本質的価値とは、指定された土地や物件が有する歴史上、学術上、芸術上、鑑賞上の価値であるとされている。ここで表明されている価値は、文化財としてすでに保護の対象となっているものに対して見出されている価値である。

一方、文化庁の史跡部門主任調査官（当時）の山下信一郎は保存活用計画に盛り込むべき内容について指摘する中で価値に言及し¹⁸⁾、

史跡等の適切な保存活用の原点となるのは、当該史跡等が指定に値する本質的価値とは何かを明確に認

識し、関係者間で共通理解とすることである。

としており、本質的価値とは、指定に値する価値であるとの認識を示している。

以上の記述からは、本質的価値とは、「土地や物件に対して、法的保護の対象とする際に見出した歴史上、学術上、芸術上、鑑賞上の価値」であり、それらは「次世代へと伝達すべき価値」で、「学術調査により把握される価値」という特性を持つとして認識されないと整理することができる。

(2) 文化財保護法における価値

ところで「本質的価値」という語は文化財保護法には見られず¹⁹⁾、その他の文化財類型においては、「価値」の語が用いられている。文化財保護法における価値は第二条で整理されている。

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

（中略）

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（中略）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

以上を整理すれば、

有形文化財：歴史上又は芸術上価値の高いもの

無形文化財：歴史上又は芸術上価値の高いもの

記念物：歴史上又は学術上価値の高いもの（史跡）

芸術上又は観賞上価値の高いもの（名勝）

学術上価値の高いもの（天然記念物）

伝統的建造物群：価値の高いもの

の各類型に価値の言及がある²⁰⁾。名勝の鑑賞上の価値を美的価値と捉え、自然名勝は人が生み出したものではないものの、大きく芸術上の価値に含めることができるとするのであれば、文化財の価値は、歴史上の価値、学術上の価値、芸術上の価値に集約することができる。このうち、学術上の価値と芸術上の価値については、古社寺保存法にまでさかのぼって認められる価値であり、学術研究の資料としての価値、新たな芸術作品の模範としての価値のことである²¹⁾。一方、歴史上の価値とはどういった価値であろうか。文化財保護法の制定時、内閣法制局の職員で文化財保護法の策定に関与した岸田実は、歴史上の価値について、以下のように説明している²²⁾。

「わが国にとって歴史上価値の高いもの」とは、わが国の歴史を解明する上において価値の高いものつまり、歴史上価値の高いものとは、歴史研究をする際の資料として重要であるものという認識であり、学術上の価値と実態としては異なる²³⁾。

以上から、文化財保護法の第二条で言及のある「価値」については、学術上の価値と芸術上の価値の二者に整理することができるものと考えられる。また、これら学術上の価値及び芸術上の価値が、対象の「指定に値する価値」として整理することができよう。

これら学術上の価値と芸術上の価値（もしくは指定に値する価値、本質的価値）は、専門家や行政内専門担当者が学術研究をとおして見出す価値である。こうした価値を明らかにする学術研究の過程を「価値付ける」（動詞）と呼称し、その結果見出された価値を「価値付け」（名詞）と呼ぶことも広く流布している。

なお、近年盛んな議論のひとつに、保存活用計画策定の際に、「史跡等の付加的な事象・事物であっても時間の経過によって新たな視点に基づく価値評価の可能性が生まれ、本質的価値を表す諸要素へと移行する

もの」にかかる議論がある²⁴⁾。これは史跡の重要な価値を示す時代以降に付加された諸要素に対して学術上一定の価値があると認められるものについてどのように取り扱うか、という議論であって、上記学術上の価値の範疇におさまるものと考えられる。

3. 文化価値と社会経済価値

西村幸夫は、Bernard M. Feilden と Jukka Jokilehto による議論²⁵⁾を引きつつ、価値付けについて考察しており、文化遺産の価値を文化価値と、社会経済価値に分類して提示している²⁶⁾。

まず、文化価値にはアイデンティティとしての価値があり、これは伝統的・精神的・宗教的・伝説的・時代的・政治的・愛国的記憶に由来する価値で、科学的客観的に図ることのできない、根本的に主観的な価値基準であるとする。次いで、比較の上で明らかになる芸術的・技術的価値があり、これは科学的で比較対照可能な価値であるとする。さらに、希少価値があり、これは統計的な価値基準である、とする。一方で、社会経済価値には、経済的価値、機能的価値、教育的価値、社会的価値、政治的価値があるとして整理している。

西村が引用する論考は世界遺産の管理指針としてイクロムから1998年に発行された文書であり、論考の副題に「世界遺産を例に」とあることからも、世界遺産を念頭に記された価値である。そのため、これら諸価値の記述は必ずしも日本国内でこれまで行われてきた価値の議論とは結びつけて説明されてはいない。そこで、従来の日本国内の価値の捉え方との関係性について西村の引用する当該イクロムの文書も参考しつつ検討してみよう。

まず、文化価値からみていくと、アイデンティティとしての価値は、「特定の対象物や場所に対する社会の感情的な結びつきに関連している」と説明されている。これは、一定の時間や出来事を経ることで、社会において一定の文脈を得たものに対して見出される価値としてとらえられるだろう。ただし、注意するべきは、アイデンティティとしての価値があるからといって直ちに文化遺産として保護の対象になるとは限らない

いと考えられるということであって、これは、学術上の価値や芸術上の価値とは異なるものであると思われる。例えば、集落の寺院や本尊の仏像には、集落の成員によってアイデンティティの価値が見出されているとしても、文化財として保護する法的根拠を得るためには学術的な価値付けが必要なことを想起するとわかりやすい。

ついで、比較の上で明らかになる芸術的・技術的価値については、調査の結果に基づくとされている。これは、日本の学術上、芸術上の価値に近いと思われる。日本においても、文化財の学術上の価値は、他の文化財と比較して、時間的・空間的位置づけを明確化することによって行われる。考古学の型式学や、美術史の様式論はまさしく、時間的・空間的位置付けを議論することを基本としており、日本国内でも同様の価値付けが行われている。

さらに希少価値については、希少性、代表性、唯一性からなるとしており、ほかに比較すべきものがない、あるいは比較したうえで代表である、唯一であると認識する価値である。であるならば、上述の芸術的・技術的価値と大差ないといえるのかもしれない。

ここでいう代表性や唯一性は、日本においては、文化財保護法第二条の民俗文化財と文化的景観の定義にみられる「理解のため欠くことのできないもの」という語句や、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財の指定基準にみられる「典型的なもの」、重要文化的景観の選定基準における「典型的なもの又は独特のもの」という語句に対応するものと考えられる。世界的な議論からみれば、民俗文化財も文化的景観も価値という語を用いることもできるのであろうが、その語を用いなかったことについては注意する必要がある²⁷⁾。

続いて、社会経済価値については、経済的価値、機能的価値、教育的価値、社会的価値、政治的価値が挙げられている。まず、経済的価値については、

文化遺産の場合、経済的価値は、遺産資源や保全活動によって生み出される価値と理解することができる。とされており、日本の文脈においては、文化財活用の結果得られる効果として捉えることができそうである。

次いで、機能的価値は、

機能的価値は経済的価値と関連しており、元の機能の継続や、建物や地域の適合的な利用の開始を意味する。廃墟と化した建造物では、本来の機能的価値は失われるが、資源の解説や、視覚芸術や舞台芸術などの活動の場として、プログラム上の要件を満たすことで、新たな機能的価値を見出すことができる。とされており、ここでは、遺産が本来有していた機能と、「転用」後に新たに付与された機能の両者が混在している。日本においては、両者の性格は異なると考えられ、転用後の新たな機能は分けて考えるほうが理解しやすいと思われる。

教育的価値については、

文化観光の可能性や、歴史的資源を現在の生活に統合する手段として、文化や歴史に対する認識を促進することが含まれる。

とされており、児童・生徒の発達段階に応じた教育効果が期待できる、ということではなく、あくまでも文化財の認知に中心があるようと思われる。

社会的価値については、

遺産資源の社会的価値は、伝統的な社会活動や現在に適合した利用に関連している。地域社会における現代の社会的相互作用に関わり、社会的・文化的アイデンティティを確立する役割を担っている。

とあって、地域社会のまとまりを促進する価値とみてよさそうである。

政治的価値については、

政治的価値とは、その地域や国に関する遺産資源の歴史上の特定の出来事と関連していることが多い。と説明されており、日本では明治天皇聖跡を思い起すと理解がしやすいのではなかろうか。

以上のように海外で行われてきた議論に基づく価値の議論は、必ずしも日本国内の価値の議論とうまく関連付けられて紹介されているわけではない。特に、文化価値の中でも、日本の「指定に値する価値」は、「比較の上で明らかになる芸術的・技術的価値」と「希少価値」に近いように思われるが、「希少価値」のうち代表性や独自性は日本では価値と呼称していない部分もあり、理解には注意が必要と思われる。

4. 経済的価値

前章で見た価値のうち、「経済的価値」は、「遺産資源や保全活動によって生み出される価値」として理解されていた。これは主に文化財を利用した効果に見出される価値であるともいえる。こうした経済的価値にかかる論考は日本国内でも多く発表されている。特に見られるのは、文化財の価値は貨幣価値で表示が可能であるという立場から、観光で消費する意思を示す金額等を手掛かりに経済上の価値を測定しようとするもので、その代表が、垣内恵美子らによる『文化財の価値を評価する—景観・観光・まちづくり』²⁸⁾であろう。

垣内らは、今日行政において政策効果の評価が求められている現状を踏まえ、「文化財保護にあたっても、必要性、効率性、有効性の観点から、より客観的、定量的に受益者や便益を明らかにし、政策の企画立案に結び付けていく作業が必要になる」として、文化財の持つ経済的価値を計測しようと試みている。この時、経済的価値を利用価値（直接利用することで利用者が便益を受け発生する価値）と非利用価値に分類し、非利用価値については、教育的価値、存在価値、遺贈価値、威信価値、オプション価値に分類し²⁹⁾、これも貨幣換算でどれほどの金額として捉えられるかを算出している。算出の手法は、仮想評価法（CVM）、トランザクションコスト法（TCM）、コンジョイント分析を利用しておらず、それぞれ算出手法が異なるため、そこから得られる数値の解釈やそこから判断し得る内容も異なる。

本書では、それら分析の結果、「将来世代に遺しておきたいといった遺贈価値や、そこに存在していること自体が素晴らしいといった存在価値」が、文化財のもつ経済的価値には大きく影響しており、「文化財は市場によって取引をすることができない、非排他性、非排除性をもつ公共財」であり「政府の支援が妥当」と結論している。

ただ、本書をこれまでの文化財保護の脈絡において理解しようとするときわめて難しい。本書の中には「文化的価値」や「固有の価値」という語が度々登場するが、垣内らは「文化的価値」や「固有の価値」について、明確な定義を行っていない。岐阜県高山市の

重要伝統的建造物群保存地区を対象とした分析において、「歴史的・文化的価値は、審美的価値³⁰⁾、遺贈価値、威信価値、存在価値、オプション価値と重複する可能性がある」(p.147)として、分析対象から除外しており、これら審美的価値、遺贈価値、威信価値、存在価値、オプション価値が、文化的価値を構成するものと認識しているようにもみえる。一方で、「文化財が持つ固有の価値そのものは、直接計測することは困難である」と述べたうえで、「しかしながら、この価値を維持、保存することによって得られる便益を、何らかの形で推測」することが本書の目的でもあるとしており、ここでは、「文化財が持つ固有の価値」と「経済上の価値」を分離している。固有の価値が文化的価値であるならば、文化的価値は本書では計測していないことになる。同様に、本書の表題である「文化財の価値を評価する」もまた、「文化財から得られる便益を評価する」という意味なのか「文化財の文化的価値を評価する」という意味なのかも、やはり判別しがたい³¹⁾。

第2章で詳細にみたように、文化財保護の脈絡においては、これまで「文化財の価値」は、「指定に値する価値」(「本質的価値」=「学術上の価値」「芸術上の価値」)として捉えられてきた。当該論考をはじめ、文化財から得られる便益を論ずる諸論考では、こうした従来の価値認識との関係が整理されていないものが多く、文化財保護の立場からは、理解を難しくしているものと思われる。

5. 価値体系論

以上の文化財の個々の価値論に対して、価値の相互の関係性を整理しようと試みているのが、松田陽による「保存と活用の二元論を超えて—文化財の価値の体系を考える」³²⁾である。松田は近年の文化庁による文化財保護施策を整理したうえで、新自由主義に基づく文化財施策を肯定しつつ、文化財に多様な主体が見出す価値について、それらの相互の関係を論じている。

この論考では、今日、多様な利害集団が文化財に対して様々な価値を見出しており、文化財の保存と活用

をめぐる議論はあくまでもどの価値を優先すべきか、という話であると指摘する。そのうえでアメリカ合衆国の文化財マネジメントの議論を引用し、利害集団が文化財に見出す利害の利、すなわち価値の創出に関わる部分に着目し、その相関関係を表した概念として「価値体系」を提示する。その中で提示する文化財にかかる価値としては、学術的価値、社会的価値、政治的価値、経済的価値、審美的価値、宗教的価値の項目を例示したうえで、文化財マネジメントにおいては、全体で見た時に各利害集団が文化財から得られる価値の総体を最大限になるように導くことが目指される、とする。

ただ、松田の論では、文化財の次世代への継承という観点に課題があるようにも見受けられる。これまで、文化財において本質的価値が議論され続けてきた背景には、文化財は、次世代へ継承すべきものという認識があった。これらを担保してきたのが学術的価値であり、学術的価値を他の価値と同列に置くとき、いかに次世代へ継承するかという議論を改めて構築する必要に迫られると思われる。また、多様な利害集団が文化財から得られる価値の総体を最大限になるように「丁寧な調整」を行うとしたときに、いかなる方法によって調整を行うのかが文化財保護の現場ではすぐさま課題となる。文化財保護の現場においては、調整の「方法」にこそ課題があるのであって、その方法を提示していく必要があるだろう。

6. 意味上の価値と機能上の価値

以上の本質的価値、社会的価値、経済的価値に加えて、近年新たに指摘されているのが、文化財の本来の意義や役割に対して所有者等が見出す価値、意味上の価値や機能上の価値である。伊藤らは『文化財の「活用」概念の成立過程』³³⁾において日本の文化財「活用」概念がいかに成立したかを検討し、文化財の活用については、対象、価値、方法、効果の4要素に分けて把握することが有効であるとしたうえで、明治期以降、文化財に見出されてきた価値について言及している。その中には、先にみた学術上の価値や芸術上の価

値等に加え、文化財の本来の役割に則して利用し、本来の機能や意味を充足する効果を得るというものがあり、住宅であれば居住の用を満たそうとするもの（機能）、寺社の仏像や仏具であれば、法要祭典で用いて宗教的な効果を得ようとするもの（意味）、などが例として挙げられている。本来の役割や意義に即した利用に見出す価値について、ここでは、機能上の価値、意味上の価値と呼称することにしよう。

この論考は、主に明治期から文化財保護法成立期までを検討の対象としており、戦後の経過についてあまり触れられておらず、わずかに、伝統的建造物群保存地区の制度が創設されたことを契機に変化し、本来の用途に即して住み続けることが活用であるという考え方方が登場したとして、こうした機能上の価値、意味上の価値が文化財保護上是認されるようになったと指摘するのみである。しかし、伝統的建造物群や文化的景観は、地域住民が暮らし続けることを前提とした文化財であり、その居住や生業といった機能上の価値を住民が見出すことは当然文化財保護上必要であると考えられているものと思われる。同様に、民俗文化財でも特に無形民俗文化財については、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のいずれに分類されるものであったとしても、今日も地域住民が、機能上の価値や意味上の価値を見出していく限り存続はしないものと思われる。

これら機能上の価値や意味上の価値は、対象の「指定に値する価値」ではない。しかし、それが有形文化財であろうと記念物であろうと、文化財として認識される遙か以前、この世の中にその事物が創出される際には、かならずこれら機能上の価値や意味上の価値を有していたことは明らかである。こうしたことから、機能上の価値や意味上の価値は、文化財として保護の対象となる事物の成立基盤をなす価値であると考えられる。

なお、文化財は所有者が文化財保護の一義的な責任を担うことを前提としていることに注意すれば、所有者が、文化財指定前から認識していた機能上の価値や意味上の価値を、文化財指定後も引き続き持ち続けることは、その存続に大きく貢献することが予想される。たとえば、仏像であれば、寺院の中で「仏像」として

礼拝対象であり続けることで、その礼拝者によって維持され続けるだろう。

ただし、社会の変化に伴い、その機能上の価値や意味上の価値がもはや見出せない場合は、所有者が新たな機能を付加して利用し続けるということも行われうる。たとえば、鋸屋根の工場をもはや工場として使い続けることができない場合、それを改装してギャラリーや商店として利用することがある³⁴⁾が、これを「転用」と呼んでいる。この意味において、機能上の価値と、転用後の新たな機能上の価値は明確に区別しておくほうがわかりやすい。

なお、文化財は所有者が交代することもあり、特に行政が公有化した場合、行政はそれまで所有者が対象との間に見出していた機能上の価値や意味上の価値を継承することはまず困難である。住宅建築を公有化した時に、職員住宅として使うことは無く、多くの市民・国民がその住宅建築に触れることができるようになる。この場合は公共施設として利用することになり、そのことに多くの市民・国民の支持を取り付けなければならないという、別の課題に直面することになる。

7. 道徳上の価値

ところで、垣内や松田の論考には興味深い指摘がみられる。たとえば、垣内は、「将来世代に遺しておきたいといった遺贈価値や、そこに存在していること自体が素晴らしいといった存在価値」が、文化財のもつ経済的価値には大きく影響していると指摘する。また、「文化財保護は社会的に善いことであると認識されていることから、温情効果（warm glow）を引き起こしやすい」とも指摘している。このことは、文化財には、存在自体が素晴らしい、将来世代へ引き継ぐべきものであり、それを保護することは「善」であるという広い国民的認識がある、ということを示しているようにも思われる。松田は、平成10年（1998）頃、文化財に社会的価値を追求しようとする動きが始めた当初、「文化財の経済性を正面から語ることへの慎みの感覚がまだこの頃にはあった。」として文化財に対する態度に「慎み」という言葉を用いている。こうした垣

内のいう「善」や松田のいう「慎み」は、言わば「道徳上の価値」というべきものである。管見の限り、道徳上の価値についてこれまでに言及のある先行研究は見当たらない。そこで、文化財保護法成立当時の国会議論にさかのぼり、国会会議録を史料として、道徳上の価値にかかる議論が見られるかを確認してみよう³⁵⁾。

まず、昭和24年、衆議院議員の受田新吉は、国宝保存法に基づく施策の限界について質問する中で、

国民代表であるわれわれにおいてこの法律を改正して、よつてもつて国民の重大なる文化的なこの資産を後世の子孫に残すという責任を果したい。(第5回国会 衆議院 文部委員会 第6号 昭和24年4月8日)

と発言している。この発言からは、受田が、現代に文化財を亡失せず、子孫に伝えることは自分たちの「責任」であると考えていることが読み取れる。

ついで、同国会の参議院文部委員会文化小委員会において文化財保護にかかる法案について、専門員の竹内敏夫は、

それからその次に更に文化財保存に対して国民の協力すべきところの義務という、これはいわば道徳的な一つの宣言でございますけれども、単に政府だけがそういう文化財の保存に努めるだけでは、文化国家の建設は非常に困難であつて、国民がそれに協力して行かなければいけないといったふうな一つの道徳的な意味であつても、一つの義務をそこに規定して行きたいと、こういうふうなことを考えたわけであります。(第5回国会 参議院 文部委員会文化小委員会 第1号 昭和24年4月19日)

と発言しており、道徳的な義務の宣言を法律に持ち込むべきとしている。

また、同じ第5回国会衆議院文部委員会において、参議院文部委員長の田中耕太郎は参議院の議員提出による文化財保護法案について説明する中で、

文化財を適当に保存する、また管理するということは、これまたネツクスト・ゼネレーションに対するわれわれの義務であるという信念に基きまして、文化財保護法案を立案し始めたのでございます。(第5回国会 衆議院 文部委員会 第25号 昭和24年

5月22日)

と説明しており、次世代に対する義務である、という受田と同様の趣旨の発言をしている。

さらに、昭和25年4月26日第7回国会参議院本議において、参議院文部委員長の山本勇造は次のように発言している。

今日におきましては、これらのかけがえのない尊いものが或いは腐朽し、或いは破損し、或いは焼滅し、或いは衰亡に瀕するというようなわけで、実に歎かわしい状態になつておるのであります。若しこのままありますならば、上はそれを築き上げたところの祖先に対し、下はこれを受継ぐべきところの次の時代の国民に対しまして申証がないばかりではなくに、世界に対しましても恥かしいことだと思うのであります。

ここでは「尊い」という語で文化財を形容するとともに、継承しなければ祖先や次世代に申し証ない、世界にも恥ずかしいとしている。

このように、文化財保護法の成文化にあたって、文化財は尊く、失えば祖先や次世代に申し証なく、世界に対しても恥ずかしく、次世代に継承する義務がある、という認識を、議案提案者をはじめ複数の者が表明しており、道徳上の価値を見出していたものと考えられる。この道徳上の価値は、次世代の人々が利用できるようにする遺贈価値とは異なり、現在において我々には次世代へ継承する責任・義務があると考えることに特徴がある。また、こうした認識は、先に垣内が指摘する「文化財保護は社会的に善いことであると認識されている」ととも極めて調和的であって、同様の認識は文化財保護担当者もふくめ、日本の国民が広く共有しているものと思われる。さらに、こうした道徳上の価値は、文化財を保護する動機となる価値認識であって、その特別な取り扱いを正当化するのが、学術上、芸術上の価値を明らかにする価値付けの行為であると考えられる。

なお、この道徳上の価値は、竹内敏夫による国会での発言にもあったように文化財保護法に反映され、第四条の「国民、所有者等の心構」として成文化されている³⁶⁾。

8. 考察

(1) 文化財に見出す価値

第2章から第7章までに見てきた文化財に関する価値の言説について、それらが相互にどのように関係するのかについて、ここで改めて整理してみよう。

まず、本質的価値は文化財の指定に値する価値であり、文化財として認識される際に見出される価値であって、「学術上の価値」と「芸術上の価値」によっていた。一方で、文化財の本来の役割や意義に見出す「機能上の価値」や「意味上の価値」は、文化財として認識される以前にその対象となる事物が創造され、その後機能や意味が次第に変容することはあったとしても、対象に対し所有者らが見出してきた価値であった。

これに対し、海外での議論をもとに整理された文化価値には、一定の社会的文脈を経て見出される「アイデンティティとしての価値」、「芸術的・技術的価値」、「希少価値」があり、「芸術的・技術的価値」は日本の「学術上の価値」、「芸術上の価値」に近く、「希少価値」は日本の民俗文化財や文化的景観の「価値」に近いものと思われた。一方で「アイデンティティとしての価値」は日本の文化財保護の脈絡では指定に値する価値としてはみなされていないと思われた。また、社会経済価値には、経済的価値、機能的価値、教育的価値、社会的価値、政治的価値があり、機能的価値は本来の役割という意味での機能と、転用などを経て新たな社会的意義を与えられた際の機能とがまとめられており、区別する必要性があると思われた。

さらに経済的価値にかかる論考においては、貨幣価値換算で文化財の「価値」を示すことを特徴とし、その価値を利用価値と非利用価値に分類したうえで、非利用価値をさらに、教育的価値、存在価値、遺贈価値、威信価値、オプション価値に分類していた。これらの価値をいずれも文化財から得られる便益として捉えれば、対象となる事物に対して文化財としての認識が成立して以降に見出される価値であると思われた。

最後に道徳上の価値については、文化財を保護する動機となる価値認識であると思われた。文化財を保護すべきという認識（道徳上の価値の認識）が発生し、それを正当化するのが、学術上の価値や芸術上の価値を明らかにする価値付けという行為であるとすると理解しやすいと思われた。

(2) 文化財に価値を見出す主体とその継続時期

では、これら価値はどのような主体によって見出され、それはいかに関係し、また継続するのであろうか（図1）。

まず、本来の機能や意味に価値を見出しているのは所有者等であると考えられる。この価値認識は文化財に指定されようとされまいと、所有者等によって認識されているものであると考えられ、事物が存在し続けている今日まで継続している価値認識であると思われる。ただし注意すべきは、社会の変化にともない、機能上の価値や意味上の価値は、変化したり、衰退したり、あるいは完全に喪失したりしている場合もある。

ついで、アイデンティティ上の価値は所有者等だけではなく、周辺の地域住民も見出す価値であると思わ



図1 価値の認識される時期とその継続時期

れる。地域にとっての特徴的な文化財が地域の「アイデンティティ」の源泉となっていることもまた今日見られるものであるが、それらは、文化財指定前から存在しているものもある。また、その状況を踏まえて、専門家や行政の専門担当者は、所有者等や地域住民とともに、それら特定の対象となる事物は遺すべきものであるという道徳上の価値を見出し、文化財を保護する動機としているものと思われる。

一方で、文化財の指定に値する価値である学術上、芸術上の価値、もしくは希少性については、文化財専門担当者も含めた専門家によって見出される価値であるといえる。これは学術的研究によってのみ見出される客観的で比較可能な価値であり、対象となる事物を他の事物から区別して行政的に特別な措置を与える根拠とする価値である。文化財保護行政はこの価値を保護の対象ととらえ、この価値が継続するよう文化財の保護措置をとっているといえる。

一方で、これら文化財の指定に値する価値は学術的に研究してはじめて認識されるものであって、広く国民が容易に認識しうるものとは言い難い。そのため、この文化財の学術上等の価値を広く国民に周知し、認知させるという意味において、教育上の価値が見出されることとなる。こうした教育上の価値を見出す中心は、文化財を次世代へ伝えることを義務とみなす道徳上の価値を見出す地域住民や専門家、行政の専門担当者らということになるだろう。同時に、こうした人々は、社会のまとまりを作り出す社会上の価値をも見出すことになる。

ところが、文化財の中にはすでに本来の機能や意味を喪失しているものも存在する。あるいは所有者も変化しているものも存在する。これらに対して、本来の機能とは異なる利用の在り方で今日的な機能を付与しようとする場合も見られる。これら新たな機能上の価値を見出す主体は、所有者等や地域社会、あるいは所有権や使用権を得た行政や企業である場合もある。

さらに経済上の価値については、価値を見出す主体はより幅広く、国民全体、ないしは人類全体になる可能性もある。利用価値については、対象となる文化財を実際に利用する者が見出す価値であり、非利用価

値は少なくともその文化財の存在を認知している人々が見出す価値であると思われるが、いずれにしても、「文化財」という認識が成立して以降のものということになる。

9.まとめ

今日において、行政は文化財「活用」にかかる施策を文化財という認識が成立して以降に見出された価値に基づき実施することが求められている。これは、「活用」によって生み出される教育上、社会上、経済上の効果を得る、すなわち、文化財が適切に現代社会へ生かされることが文化財保護に予算を充当することを正当化するという認識に基づくものと考えられる。しかし、こうした文化財に新たに見出され付与された諸価値に基づく施策は、所有者や地域社会に文化財を保護・継承する動機をもたらすものとは言い難い。なぜなら、それらは所有者や地域社会の価値認識から乖離しているからである。むしろ、本来の機能上の価値や意味上の価値、アイデンティティ上の価値、あるいは道徳上の価値などの価値認識こそ保護・継承の動機をもたらすものであり、行政はこれまで学術上の価値に基づいて特別な措置を講じてきたのであって、これらを軽視して、文化財にかかる事業を実施するのは文化財の次世代への継承の観点からは好ましいとは言えない。むしろ所有者や地域社会が見出している価値のコンテクストにしたがって、文化財にかかる事業を実施することが望ましい。そうしたコンテクストに従った事業は、文化財の保存に資すると考えられる³⁷⁾のみならず、それらの中には高い教育上の効果や、社会上の効果、経済上の効果を得られるものも見出され得るだろう。すなわち、文化財に対して教育的価値や社会的価値、経済的価値を見出す者は、まず所有者等や地域社会が文化財に対していかなる価値を見出しているかを十二分に把握し、そのコンテクストにそった事業計画を立案することが望ましいといえよう。

文化財の価値について、文化財に見出される多様な価値とは、誰が、いつ見出しているものなのかについて十分注意を払いつつ、所有者等や地域住民が価値を

見出しているコンテクストに添って、文化財の保存と活用を進めていくことが我々には求められていると思われる。

【註】

- 1) 文化庁は平成27年度から「地域活性化」を目的とした日本遺産事業を実施し、平成28年には「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を公表して文化財を「観光資源」と定義している。また、平成30年には地方創生や地域経済活性化への貢献を念頭に文化財保護法を改正し、令和2年には文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律を施行するなど、文化財を利用した経済振興施策を進めている。
 - 2) 文化庁文化財部記念物課監修 2005『史跡等整備のてびき I 総説編・資料編』同成社
 - 3) 山下信一郎 2020『史跡等保存活用計画について』『平成30年度遺跡整備・活用研究集会報告書』
 - 4) 西村幸夫 2000「文化遺産の広がりとその価値付けに関する考察—世界遺産を例に」『アメニティと歴史・自然遺産』環境経済・政策学会
 - 5) 青山吉隆・松中亮治・鈴木彰 2000「CVMと顯示選好法を用いた歴史的文化財の経済的価値計測方法に関する研究』『土木計画学研究・論文集』No.17
 - 6) 澤村明 2011『遺跡と観光』同成社
 - 7) 小川圭一 2019「観光客の旅行費用に基づく歴史都市の観光資源としての文化遺産の価値の計測」『交通科学』Vol.50、No.124
 - 8) 垣内恵美子 2011『文化財の価値を評価する』水曜社、p.203
 - 9) 小野ちれか・後藤春彦・佐藤宏亮・山崎義人 2011「市民によるモダニズム建築群の保存活動を通して醸成される社会的価値—青森県弘前市に集積する前川建築を対象とした市民活動に着目して—」『日本建築学会計画系論文集』第76巻第669号、pp.2169-2176
 - 10) 松田陽 2018「保存と活用の二元論を超えて—文化財の価値の体系を考える」『文化政策の現在』、pp.25-49
 - 11) 伊藤弘 2019「世界遺産を活かす観光地整備」『月刊考古学ジャーナル』No.726、pp.35-37。伊藤文彦・伊藤弘・武正憲 2019「巡礼体験との関係からみた文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の推奨される観光に関する研究』『ランドスケープ研究』82(5)、pp.583-588。伊藤文彦 2021「熊野参詣道伊勢路における「活用事業」の実態からみた文化遺産の保存に資する活用方法』『ランドスケープ研究』84(5)、pp.547-552
 - 12) 伊藤文彦・篠島大悟 2022「日本における文化財「活用」概念の成立」『遺跡学研究』第19号
 - 13) 小林紀由 2015「宗教的・文化的ヘリテージの観光財化をめぐって」『総合社会科学研究』3(7)、pp.15-26
 - 14) 後藤尚紀・中川秀幸 2016「文化遺産観光研究プロジェクト報告 地方文化財を活かした観光づくり「横手のかまくら」を事例に」『国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要』(3)、pp.51-61
 - 15) トリーナ・ルーランスカ 2006「社会経済発展における文化遺産：理論的・実用的考察」『情報文化学会』誌13(2)、pp.83-90
 - 16) 河島伸子 2022「日本の文化政策における「道具主義化」—文化財政策に関する近年の動向と国民の意識調査より」『青山総合文化政策学』通巻第21号(第13巻第1号)
- 17) 前掲註2。
- 18) 前掲註3。
- 19) 管見では、本質的価値の用語は文化庁が平成31年に発出した「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」の史跡名勝天然記念物の説明中にのみ登場する。文化庁 2019「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」
- 20) 民俗文化財と文化的景観については、「理解のため欠くことのできないもの」とあって、価値の語を用いていない。これは、全ての国民の生活は「価値がある」ことが前提としてあり、その上で価値の高低を論じることは困難という基本的な認識があるためと思われる。
- 21) 前掲註12。
- 22) 岸田実 1950「文化財保護法の構想と要点」『文部時報』874号
- 23) 史蹟名勝天然記念物保存法を巡る議論においては、歴史上の由緒や國家の精華としての価値が見出されていたが、文化財保護法制定をめぐる議論の中で整理されたものと思われる。
- 24) 前掲註3。内田和伸 2020「史跡等保存活用計画における留意すべき構成要素について」『平成30年度 遺跡整備・活用研究集会報告書』、pp.141-150
- 25) Bernard M. Feilden, Jukka Jokilehto 1998 :Management guidelines for World Cultural Heritage sites, ICCROM
- 26) 西村幸夫 2000「文化遺産の広がりとその価値付けに関する考察—世界遺産を例に」『アメニティと歴史・自然遺産』環境経済・政策学会
- 27) 登録無形民俗文化財においては「一定の価値が認められる」との字句が登録基準の説明に採用されており、民俗文化財に価値の高低の議論を持ち込んだことが課題として指摘されている。篠島大悟・伊藤文彦 2023「無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度の論点」『文化政策研究』第16号、pp.93-104
- 28) 前掲註8。
- 29) 垣内は経済的価値の中における非利用価値について、次のように定義している。
 - ・教育的価値 社会の創造性や評価能力を高め、結果として、社会の構成員が受けける便益
 - ・存在価値 実際に現地に訪れることがなくても、そのものが存在することだけで満足を得る人々がいる場合で、一度壊してしまえば商業ベースで復元不可能なものが持つ便益
 - ・遺贈価値 次世代の人々は、現時点で自らの選好を市場に反映できないので、引き継ぐ努力をしないと断絶してしまう便益
 - ・威信価値 誇りを感じさせ、アイデンティティの維持に貢献するといった便益
 - ・オプション価値 今すぐ消費するわけではないが、将来ある時期に供給される、あるいは将来その文化紙本に触れるための権利や可能性をある時期まで保留しておきたいと思う場合
- 30) 審美的価値について、本書では脚注で「美しさ」とされている。
- 31) 文化財的価値が金銭的に計測可能かについては、裁判で争点となつたことがある。「福原輪中堤訴訟」において、原告は輪中堤が高い学術的価値を有し、文化財としての価値を有するので、文化財的価値について補償額を増額することを求めた。これに対し、最高裁は、土地取用法における通常受ける損失とは「経済的価値でない特殊な

- 価値についてまで補償の対象とする趣旨ではない」とし、「国の歴史を理解し往時の生活・文化等を知り得るという意味での歴史的・学術的な価値は、特段の事情のない限り、当該土地の不動産としての経済的・財産的価値を何ら高めるものではなく」、「文化財的価値なるものは、それ自体経済的評価になじまないもの」と判断し請求を棄却している。宮崎良夫 1988「文化財的価値と損失補償の要否—福原輪中堤訴訟（最1小判昭和63.1.21）』『ジュリスト』通号912、pp.62-64。小高剛 2006「用地買収と損失補償（6）文化財的価値は通損補償の対象となるか』『旬刊国税解説速報』国税解説協会編 46（1702）、pp.8-11
- 32) 前掲註10。
- 33) 前掲註12。
- 34) 中井陽子・伊藤弘 2018「桐生市における地域特性と地場産業の継承からみたノコギリ屋根工場の転用の現状評価」『ランドスケープ研究』81巻5号、pp.625-630
- 35) 史料はいずれも国会議録によるもので下記に掲載。なお、旧字体は適宜常用漢字に改めた。
- 国会議録検索システム <https://kokkai.ndl.go.jp/>
- 36) 文化財保護法第四条
- 第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 37) 前掲註11、伊藤2021論文。

Abstract: These days, there are various discourses on the value of cultural property in our country. On this occasion, this paper aims to clarify their relationship of various values from the perspective of the conservation of cultural properties. As a result, the owners and local communities recognize original functional value, semantic value, identity value or moral value, and these value perceptions could motivate them to protect and pass on cultural properties. Academic value, artistic value and rarity value were also considered to be value perceptions that ensure the legal protection of cultural heritage. Socio-economic values, on the other hand, included educational, social, political, and newly assigned functional and economic values, which were further divided into use and non-use values. Today, socio-economic values are often used as indicators to justify implementing administrative measures. However, it is only desirable to carry out projects on the cultural property following the perception of value that motivates the owners and local communities to protect and pass on the cultural properties.